

KAZE 中古車 盗難補償制度 2022.11.01～2023.11.01 補償開始まで有効

この度はカワサキモーターサイクルをご購入いただき、誠にありがとうございます。

あなたの愛車は大丈夫ですか？

どんなに錠をしていてもいつ盗難されるかわかりません。だからこそおススメするKAZE中古車盗難補償制度。中古車ご購入日から2ヶ月以内にお申込み下さい。あなたのバイクを盗難からお守りいたします。お申込みはパンフレットをご確認のうえ専用の「加入依頼書」をご利用下さい。

この保険は

カワサキライダーズクラブKAZE会員の皆様を対象とした盗難補償制度です。

(※法人のご加入はできません)

(カワサキ正規取扱店でご購入されたカワサキ製中古二輪車専用)



交通事故防止と二輪車盗難防止

交通事故防止

- 交通ルールを守りましょう。
- 乗車前には車両点検をしましょう。
- SG マークや JIS マークがついている規格に合ったヘルメットを着用しましょう。

オートバイ盗難防犯対策

- 駐輪時は、「ハンドルロック」「キーを抜く」を確実に!
- 「カバーをかける」「補助ロックをする」を習慣に!
- 盗難防止装置を付け、防犯効果を高める!

※店に立ち寄る時など、わずかな時間でもオートバイから離れる時は、必ずハンドルロックをして、キーを抜いてください。

※収納ボックスやヘルメットホルダーにキーを付けたままにしているか、必ず確認してください。

※駐輪時は、カバーをかけるとともに、タイヤ部分などにU字ロック、ワイヤーロック、ディスクロックなど、補助ロックをしてください。

【お問い合わせ先】

・KAZEに関するお問い合わせは

株式会社カワサキモーターズジャパン お客様相談室内
カワサキライダーズクラブKAZE本部事務局 0120-400819

受付時間：月～金曜日[9時～12時 13時～17時] (祝日・当社休日除く)

明石市川崎町1-1

※KAZE会員の詳細についてはホームページを参照ください。(https://www.kawasaki-motors.com)

・お申し込みの場合は／万一事故が起きた場合は／その他補償に関するお問い合わせは

<取扱代理店> (株)カワサキライフコーポレーション 明石営業所
明石市川崎町1-1 TEL 078-922-0363

<幹事保険会社> 東京海上日動火災保険(株) 神戸支店企業営業第二ライン
神戸市中央区海岸通7丁目第2神港ビル TEL 078-333-7225

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

(通話料 有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用下さい。

受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

(2022年10月作成) 22-T03009

1 補償内容

この制度はカワサキ製中古二輪車に限定した盗難補償制度です。

- (1) カワサキライダーズクラブKAZE会員の皆様がカワサキ正規取扱店でご購入し加入申込されたカワサキ製中古二輪車(加入依頼書に記載された二輪車)が、エンジンロック(エンジンを停止し、エンジンキーを抜いた状態)、ハンドルロックおよびホイールロック(U字型ロック、ディスクロック等)のすべてが施錠されている間に行われた盗難により損害(部品、パーツ品等の盗難による一部分のみの損害は補償の対象ではありません。)を受け、以下の①または②に該当する場合に、補償の対象となります。

①盗難を警察に届け出てから、1ヶ月を経過しても発見されなかった場合

②盗難を警察に届け出てから、1ヶ月以内に発見されたが、全損(修理不能または修理に保険価額(※1)以上の費用がかかる場合)となった場合

補償は保険価額から免責金額を控除した額を保険金としてお支払いすることで行います。(※2)

(※1)・保険価額とは…保険責任期間開始後1年未満は購入価格(消費税込み)となります。保険責任期間開始後1年以上2年未満は購入価格(消費税込み)の90%となります。

(※2)・免責金額とは…購入価格(消費税込み)の10%(千円単位に四捨五入)または5,000円のいずれか高い額となります。

【実際ご負担いただく額】

損害が発生した時	実際ご負担いただく額
補償開始後1年未満	購入価格(消費税込み)の10%または5,000円のいずれか高い額(千円単位に四捨五入)
補償開始後1年以上2年未満	購入価格(消費税込み)の10%または5,000円のいずれか高い額(千円単位に四捨五入) +購入価格(消費税込み)の10%

・ただし、損害が発生した時において、未修理の損傷がある等の事情により、補償の対象となる二輪車の価額が上記保険価額よりも著しく低い場合には、損害発生直前の二輪車の状況を考慮して決定した価額を保険価額とします。

- (2) 対象とならない主な事項(以下の事由によって生じた損害は補償の対象となりません。)

①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

②①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

③被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害

④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害

⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

⑥水災によって生じた損害

⑦保険の対象が日本国外にある間に生じた損害

(3)

加入できる二輪車	加入できない二輪車
カワサキ正規取扱店でご購入されたカワサキ製中古二輪車(中古車ご購入日から2ヶ月以内のものに限ります)	・カワサキ製以外の二輪車、カワサキ正規取扱店以外でご購入された二輪車、競技用車両 ・カワサキ製の新車 等

・ご購入日とは、加入者が当該中古車をご購入された際の、登録日または名義変更日のことをいいます。

・一部特定車種については盗難補償のお引き受けができません。

その場合は保険料を振り込まれても受理できませんのでご返金させていただきます。

2 事故が起きた場合

- (1) 1. 警察へ盗難届を出して下さい。(その際に必ず受理番号をご確認下さい)
2. ただちに(株)カワサキライフコーポレーションへ、事故状況と盗難届の受理番号をご連絡下さい。
3. 警察への届出後1ヶ月を経過し且つ、発見されていない場合、当該中古二輪車の盗難による廃車手続きをして下さい。
4. 東京海上日動火災保険(株)より、必要書類(保険金請求書、事故状況報告書)をご送付致します。
5. 必要事項をご記入ご捺印のうえ、盗難車のメインキー、スペアキー(ホイールロックに係るキーを含みます)および廃車証明書、自賠責解約異動書類(写)と共に東京海上日動火災保険(株)へ必要書類をご返送下さい。
6. 保険金支払手続きの際、購入時の「売買契約書」を確認させて頂く事となりますので、売買契約書は大切に保管して下さい。
7. 保険金請求のお手続きが完了すると、保険価額から自己負担額を差し引いた金額をお客様の口座にお振込みいたします。
※保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

- (2) 盗難車が発見された場合

遅滞なく警察および(株)カワサキライフコーポレーションへご連絡下さい。この場合の取り扱いとは以下のとおりです。

1. 警察へ届け出後1ヶ月を経過しますと盗難補償請求のお手続きをしていただきます。ただし、届け出後1ヶ月を経過してから盗難補償として保険金が支払われる前に盗難車が発見された場合は、発見車両を引受保険会社が引き取ったうえで保険金をお支払い致します。

※発見された盗難車を加入者の方が保持される場合は、保険金のお支払いはできません。(補修修理費もお支払できません)警察へ届け出後1ヶ月以内に盗難車が発見された場合でも、修理費が保険価額を上回ると引受保険会社が判断した場合には、全損とみなし上記(1)4~7により、原則として保険金をお支払い致します。

2. 盗難補償として保険金が支払われた後に盗難車が発見された場合、その盗難車は制度運営のため(株)カワサキモータースジャパンが契約を結び引受保険会社の所有となります。

3 保険料

中古車ご購入時の、登録日または名義変更日から2ヶ月(郵便振替日附印押印日)を経過したお申し込みはお引き受けできませんのでご注意ください。補償期間は、1年または、2年を選択して下さい。また、お申し込み後の補償期間の変更はできません。

購入価格(消費税込み)		保 険 料		購入価格(消費税込み)		保 険 料	
以 上	未 満	1年補償	2年補償	以 上	未 満	1年補償	2年補償
1,000円 ~	50,000円	780円	1,470円	1,200,000円 ~	1,300,000円	37,500円	71,250円
50,000円 ~	100,000円	2,250円	4,290円	1,300,000円 ~	1,400,000円	40,500円	76,950円
100,000円 ~	150,000円	3,750円	7,140円	1,400,000円 ~	1,500,000円	43,500円	82,650円
150,000円 ~	200,000円	5,250円	9,990円	1,500,000円 ~	1,600,000円	46,500円	88,350円
200,000円 ~	250,000円	6,750円	12,840円	1,600,000円 ~	1,700,000円	49,500円	94,050円
250,000円 ~	300,000円	8,250円	15,690円	1,700,000円 ~	1,800,000円	52,500円	99,750円
300,000円 ~	400,000円	10,500円	19,950円	1,800,000円 ~	1,900,000円	55,500円	105,450円
400,000円 ~	500,000円	13,500円	25,650円	1,900,000円 ~	2,000,000円	58,500円	111,150円
500,000円 ~	600,000円	16,500円	31,350円	2,000,000円 ~	2,100,000円	61,500円	116,850円
600,000円 ~	700,000円	19,500円	37,050円	2,100,000円 ~	2,200,000円	64,500円	122,550円
700,000円 ~	800,000円	22,500円	42,750円	2,200,000円 ~	2,300,000円	67,500円	128,250円
800,000円 ~	900,000円	25,500円	48,450円	2,300,000円 ~	2,400,000円	70,500円	133,950円
900,000円 ~	1,000,000円	28,500円	54,150円	2,400,000円 ~	2,500,000円	73,500円	139,650円
1,000,000円 ~	1,100,000円	31,500円	59,850円	2,500,000円 ~	3,000,000円	82,500円	156,750円
1,100,000円 ~	1,200,000円	34,500円	65,550円	3,000,000円 ~	3,500,000円	97,500円	185,250円
				3,500,000円 ~	4,000,000円	112,500円	213,750円

※保険料は一時払です。

【保険料例】 購入価格(消費税込み)90万円の場合 (1年補償)28,500円 (2年補償)54,150円

4 お申し込み方法

加入依頼書に必要な事項(記入例ご参照)を記入のうえ、郵便局へ払込取扱票をお持ちいただき手続きをおとり下さい。

02 大阪		払 込 取 扱 票				通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号		金額				千 百 十 万 千 百 十 円	
0 0 9 7 0 6		2 5 4 7 0 6				5 4 1 5 0	
加入者名		料 金		備 考			
株式会社カワサキライフコーポレーション K A Z E中古車盗難補償制度							
加入依頼日		2022年 11月 30日		KAZE中古車盗難補償制度加入依頼書(2023.11.01補償開始分まで有効)			
住所		〒673-8666 兵庫県明石市川崎町1-1		*車種 (カワサキ車に限る)		ZRX1200 DAEG	
フリガナ 氏名		カワ サキ イチ ロー 川崎 一郎		*登録番号 (プレートNo.)		神戸 C あ 12-34	
TEL		TEL (自宅) (携帯) ●●●● - ●●●● - ●●●●		*車台番号		ZRT20D-012345	
KAZE会員番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9		購入店		〇〇モーターズ	
保険料		*本体価格(消費税込み) 補償期間		登録日		2022年 11月 15日	
補償期間		900,000円 (1年・2年) → 54,150円					
*印字事項		【あり/なし】 -会社名 -満期日 -保険金額 -回数 -合計額		日 附 印			

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 神第1368号)
これより下部には何も記入しないでください。

重要・必ずお読みください

この払込取扱票はKAZE中古車盗難補償制度への正式な加入依頼書となります。
太枠内に、1ヶ所でも記入漏れや記入誤りがあると受理できませんのでご了承下さい。
その場合、加入者証の作成ができない、または発送が遅れることがありますのでご了承下さい。

5 ご注意

1. 補償期間は加入依頼書(払込取扱票)に押印された郵便局の日附印押印日の翌日午前0時より郵便局の日附印押印日翌日の翌年応当日午後4時までとなります。2年補償の場合は2年後の応当日午後4時までとなります。
2. **加入者証のお届けは、加入月の約3ヶ月後となりますので、それまでは郵便振替の払込票兼受領証が補償制度の加入の証しとなります。**尚、加入者証が届きましたら裏面に契約に関する重要事項の記載が有りますので必ずご覧ください。
3. 補償期間中に車両の譲渡、廃車(買い替えの場合も含む)を行った場合はこの補償制度の対象外となり、その事実が発生した時に失効します。また、補償期間中にKAZE会員を脱退されると補償できませんのでご注意ください。
4. この補償制度により保険金を受け取られた場合、補償は終了致します。
5. この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
6. ご加入後に住所等を変更される場合は、事前に右記「お問い合わせ先」(㈱カワサキライフコーポレーション)にご連絡下さい。
7. **法人の加入はできません。車検証及び軽自動車届出済証等の使用者欄が法人の場合も加入できません。**
8. **登録日より2ヶ月を経過した場合(郵便局の日附印押印日が登録日の2ヶ月後応当日を超える場合)は加入できません。**
9. 加入依頼書の★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金のお支払いができないことがありますので、ご注意ください。
10. 補償制度の運営にあたって東京海上日動火災保険㈱の動産総合保険を利用しております。
この動産総合保険は株式会社カワサキモーターズジャパンを保険契約者とし、加入依頼のあった中古二輪車購入者を被保険者とする動産総合保険契約(二輪車盗難商品付帯契約特約条項、二輪車施錠中のみ担保特約条項、盗難の認定に関する特約条項等セット)です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は株式会社カワサキモーターズジャパンが有します。
11. このパンフレットは動産総合保険(二輪車盗難商品付帯契約特約条項、二輪車施錠中のみ担保特約条項、盗難の認定に関する特約条項等セット)の概要を説明したものです。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または東京海上日動火災保険㈱の担当営業課にお問い合わせ下さい。
12. 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
13. 引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り。))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または東京海上日動火災保険㈱までお問い合わせ下さい。
14. この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
<引受保険会社> 幹事保険会社:東京海上日動火災保険(引受割合90%)、非幹事保険会社:損害保険ジャパン(引受割合10%)

■重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

■補償の重複に関するご注意

- ・補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

■個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。